見守り新鮮情報　第 282 号

平成 29 年 6 月 6 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

注文した覚えがない健康食品を送りつけられた！

「1 カ月前に注文を受けた健康食品が出来上がったので、お届けします」と突然電話があった。金額は約 2 万 5 千円だという。

「そんなに高額な健康食品は注文していない」と答えたが、「注文しているので受け取ってもらわないと困る」と言われた。

その言い方が怖かったので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので仕方なく代金を支払ったが、納得がいかない。（70 歳代女性）

＜ひとこと助言＞

・「注文いただいた健康食品を送ります」などと電話があり、申し込んでいないと伝えても、強引に健康食品を送りつけられたという相談が後を絶ちません。
・申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。
・商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。
・電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来ることがあります。すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html